

証券コード 3382  
平成21年5月28日

株主各位

東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社  
セブン&アイ・ホールディングス  
代表取締役社長 村田紀敏

## 第4回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第4回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第4期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
  2. 第4期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、1株につき29円と決定されました。  
(中間配当金27円を含めました第4期の年間配当金は、1株につき56円となります。)

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は裏面の「定款新旧対照表」をご覧ください。

**第3号議案** 取締役15名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に鈴木敏文、村田紀敏、氏家忠彦、後藤克弘、亀井淳、塙昭彦、安齋隆、大高善興、清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィス、野中郁次郎の各氏が再選され、新たに小林強、伊藤順朗、井阪隆一、山下國夫の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。  
なお、清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィスおよび野中郁次郎の各氏は社外取締役であります。

**第4号議案** 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

## 定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削 除)
<p>第8条 (自己の株式の取得) (省 略)</p>	<p>第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p>
<p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式等取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p>
<p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条 (単元未満株式の買増し) (省 略)</p>	<p>第10条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p>
<p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第13条～第39条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>